



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.101

発行：東濃西部広域行政事務組合



新生活が始まる時期、注意したい消費者トラブル

年度末を迎え、新生活が始まる時期となります。新生活のために、契約を結ぶ機会が多くなる時期でもあります。どの契約も後々トラブルにならないためには、契約前にしっかりと契約書を読んで内容を確認し、検討することが大切です。例えば賃貸借契約。退去時に退去費用のトラブルが多く発生します。トラブル回避のためには入居時に大家などの立ち会いのもと部屋を確認し、傷や汚れ等を見つけたら写真を撮るなど証拠を残す対策をしましょう。また、生活用品の準備を通販ですることがあると思います。通販は購入前に現物を確認できません。サイズや規格、返品特約を必ず確認しましょう。また、配達されることが前提なので、納期にも注意が必要です。天候リスクや交通障害などのリスクがあります。必要ならば事前に事業者を確認しましょう。



こんな相談ありました



コロナ禍で先行きが不安なので、在庫を抱えずできるリスクのない転売ビジネスを始めようとサポート事業者にお金を支払った。サポートに従いフリマサイトで転売を始めたが、フリマサイトのアカウントを停止され、全く儲からない。

国民生活センターからも注意喚起されている増加傾向の相談です。事例は「無在庫販売」といって、フリマサイトで販売し、売れてから商品を販売価格より安く仕入れるという転売方法と思われます。フリマサイトには無在庫販売を禁止している場合があり規約違反です。そもそも転売ビジネスは、購入者がいてはじめて成立するものです。リスクなく儲かることはありません。

2月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	9件
訪問販売	9件
通信販売	28件
連鎖販売	0件
電話勧誘	1件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0件
不明・無関係	1件
訪問購入	0件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業